

鳥取大学ハンドボール部 規約

第1章 総則

第1条 鳥取大学ハンドボール部をより発展させ、鳥取大学ハンドボール部部員同士の交流を深め、ハンドボール技術の向上を目的とし、鳥取大学ハンドボール部（以下、ハンドボール部とする）を設置する。

第2条 ハンドボール部の連絡所は、鳥取大学ハンドボール部部室に置く。

第2章 役員

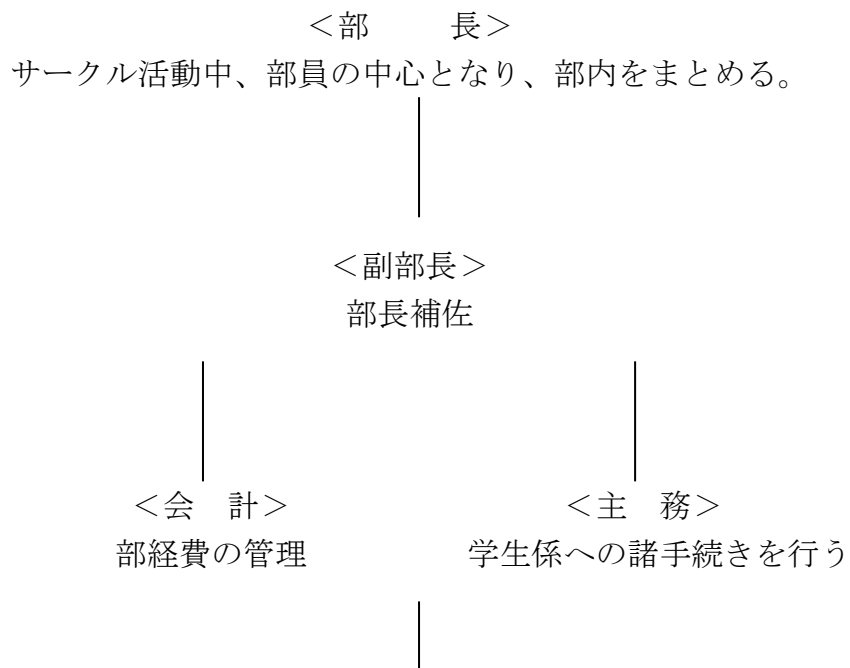
第3条 役員は次の役員で構成される。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 部長 | 1名 |
| (2) 副部長 | 1名 |
| (3) 主務 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) OB会連絡委員 | 1名 |

第4条 役員はハンドボール部部員から選出する。

第5条 役員の任期は1年とする。

鳥取大学ハンドボール部 機構図



<OB連絡委員>
OBへの諸連絡を行う